

J R高槻駅北東地区

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。あわせて、『J R高槻駅北東地区デザインガイドライン（J R高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会、平成20年7月）』の内容を尊重しつつ、良好な景観形成に努めることとします。

項 目		景観形成基準	
建 築 物 ・ 工 作 物	敷 地 内 の デ ザ イ ン	空地の配置	<p>a まとまりのある空地进行を道路側に確保し、安全・安心かつ快適でゆとりある歩行者空間に、変化の中にも連続性を持った景観を確保する。</p> <p>b 歩道状空地については、「第6章 景観重要公共施設等の整備に関する事項」の「整備の考え方」及び「整備内容及び良質な空間の演出方法」に適合するものとする。</p>
		緑化	<p>c 周辺との調和に配慮し、適切な配置と種類の緑化を図る。</p> <p>d まち全体が緑につつまれるような連続性と統一感のある緑の景観を創出する。</p> <p>e 建築物の周辺には、緩衝空間としての植栽帯などを設けるよう配慮する。</p>
		舗装・屋外設置物	<p>f 歩道との連続性と周辺との調和に配慮した舗装仕上げとなるよう配慮する。</p> <p>g 自動販売機などの屋外設置物は、視界や連続性を遮らない配置とし、周辺の景観に調和するよう配慮する。</p> <p>h 持続性の高い素材を使用し、良好な質感を長期にわたり保つことができるように配慮する。</p>
		出入口	<p>i 自動車の出入口は、視認性のあるゆとり空間を確保し、歩行者の安全性に配慮した適切なデザインとする。</p> <p>j 出入口を示す誘導サインなどは、その目的を果たす範囲内において連続性のある景観を遮らないよう配慮する。</p>
建 築 物 ・ 工 作 物 の デ ザ イ ン	建 築 物 ・ 工 作 物 の デ ザ イ ン	かたち	<p>a 建築物や工作物のかたちは統一感と変化のあるものとし、屋根やペントハウス部底などは良好な景観形成を図るよう配慮する。</p> <p>b 建物低層部分（概ね1階から3階部分）の形態は、変化をつけることによって、画一的景観にならないよう配慮する。</p> <p>c 1・2階の形態については、前面の道路が快適性や賑わいを感じることができる通りとなるよう、開口部を工夫する。</p> <p>d Aエリアの公開デッキに面する部分は、賑わいを創出する機能を有するものとする。</p>
		外壁 (外観)	<p>e 外壁の材質は、将来にわたって良好な景観を維持するため、汚れが目立たず、色あせの少ない材料を使用する。</p> <p>f 低層部（概ね1階から3階部分）の道路や通路に面する部分は、歩行者の安全・安心かつ快適な回遊によるにぎわいある景観創</p>

建築物・工作物のデザイン	建築物・工作物のデザイン		<p>出に配慮したデザインとする。</p> <p>g 中高層部（概ね4階以上の部分）は、まちなみに配慮し、景観に調和するデザインとする。</p> <p>h 壁面の仕上げ・デザイン・形態による分節又は植栽などにより変化をつけ、単調な表情が連続しないよう工夫する。</p>
		設備・屋外階段・バルコニーなど	<p>i 屋外階段、バルコニーなどは、建築物や工作物との調和を図り、緑化や色調を合わせるなど、一体的にデザインする。</p> <p>j バルコニー内の物干し用の金物や洗濯物、エアコンの室外機などは外部から見えにくくなるように、手すりのデザインや置き方を工夫する。</p> <p>k 建築設備類（高架水槽、空調機器など）は位置や囲いに配慮し、目立たないように工夫する。</p>
		色彩	<p>l 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしな</p> <p>い。</p> <p>m 別表1の色彩基準を遵守するとともに、別表2の色彩基準に適合するよう努める。</p>
		デッキ	<p>n デッキについては、「第6章 景観重要公共施設等の整備に関する事項」の「整備の考え方」及び「整備内容及び良質な空間の演出方法」に適合したものとする。</p>
		照明	<p>o 公共空間と民間の公益的空間を一体的にとらえ、暗がりの防止など安全面への配慮と統一感のある演出などにより、魅力的な夜間景観の創出を図る。</p> <p>p 外部照明は指向性のある器具とするなど、グレア（光害）防止に努める。</p>
その他	案内誘導サイン・ストリートファニチャー	<p>a 利用目的別に統一感を持たせ、利用者の利便性を図るとともに、周辺環境との調和にも配慮し、周辺の景観やまちなみの雰囲気</p> <p>を損なうことのないよう形や材料及び配置などに配慮する。</p> <p>b デザインは、まちなみや建築物、周辺環境とのバランスに配慮する。</p>	
開発行為		<p>a 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。やむを得ない場合、法面は緑化などを施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。</p>	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		<p>a 採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化などを施し、周辺地域との調和に配慮する。</p> <p>b 行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化などを行う。</p>	
木竹の植栽又は伐採		<p>a 大規模な伐採を避け、適度に樹木などを残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。</p> <p>b 行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化などを行う。</p>	

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>a 道路などの公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮する。</p> <p>b 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。</p> <p>c 道路などの公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周辺を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置などにより遮蔽する。</p>
----------------------------	---

(別表 2)

<色彩基準>

計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準 (外壁基本色)	* J I S のマンセル表色系による
色相 10R ~ 10Y(温かみのある R から Y の範囲)	
明度 2.0 以上(無彩色に関してはその限りでない)	
彩度 4.0 以下	

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

* 柱・梁・壁やコーナー部は色彩や色調に変化をつけるように努め、外壁各面で 1/3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合 (サブカラーとは外壁基本色に対し補助色に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。)

* 外壁各面で 1/20 以下の面積でアクセントカラーとしてバランス良く効果的に使用する場合 (アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合などに用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下とすること。)

* 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラスなどで仕上げた場合

* 歴史的又は文化的な事由などにより、社会通念上認められている場合

(別表 2 参考図) 色彩基準

以下のマンセル表色系に示す各色相の **赤枠内** が外壁基本色の色彩の範囲となります。

ただし、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票等により確認してください。

